早期退職優遇制度規程

第１条（総則）

　この規程は、株式会社　　　　の早期退職優遇制度の運用取扱いについて定めたものである。

２　この規程において「早期退職優遇制度」とは、就業規則第条に定める定年年齢到達の前に社員

　自らの意思で退職する者について、所定の退職金に加え、転進支援特別退職金を支給する制度を

　いう。

第２条（目的）

　早期退職優遇制度は、社員の生活設計の多様化に対応し、その主体的なキャリアデザインを支援することを目的として実施する。

第３条（制度の対象者）

　早期退職優遇制度の対象者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

　①退職時の雇用区分が正社員であること

　②退職時の年齢が満　　歳以上　　歳以下であること

　③退職時の勤続年数が満　　年以上であること

　④退職理由が社員本人の申し出による円満退職であること

　⑤その他会社が特に認めた者

２　以下の各号の一に該当するときは、本規程の適用外とする。

　①病気療養期間中の退職

②懲戒解雇事由による退職

③休職期間満了による退職

④死亡による退職

　⑤業務上の傷病により勤務に耐えられず退職したとき

⑥前各項のほか、会社が不適当と認めたとき

第４条（転進支援特別退職金）

　早期退職優遇制度の適用を受ける社員については、退職金規程に基づく退職金に加え、以下の区分に基づく転進支援特別退職金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| 退職時満年齢 | 転進支援特別退職金 |
| 　　歳 | 退職金の　　％相当額 |
| 　　歳 | 退職金の　　％相当額 |
| 　　歳 | 退職金の　　％相当額 |
| 　　歳 | 退職金の　　％相当額 |
| 　　歳 | 退職金の　　％相当額 |
| 　　歳 | 退職金の　　％相当額 |

２　転進支援特別退職金の支給額に10,000円未満の端数が出た場合には、それを10,000円に切り上げる。

第５条（支給日）

　転進支援特別退職金は、退職金支給日に合わせて支給するものとする。

第６条（申し出手続）

　本制度の適用を受けようとする者は、退職希望日の2ヶ月前までに所定様式により、所属長を経由して会社に申し出なければならない。

第７条（受付期間）

　申請書の受付期間は別に定める。

第８条（退職日）

　早期退職優遇制度による退職日は、毎年9月30日および3月31日とする。ただし、会社が必要と認める場合は、会社が承認した日とする。

第９条（経過賞与）

　本制度の適用を受け退職する者については、退職直後の賞与（9月30日退職の場合は冬季賞与、

3月31日退職の場合は書き賞与）の支給は行わない。

付　　則

本規程は　　　年　　月　　日より施行する。